

議案第70号

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み，基準該当生活介護について対象を拡大する等の必要があるによる。

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第52条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に，「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第98条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め，同条中「以下同じ。）が」を「第112条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第88条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第112条第1号において同じ。）が」に改め，「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第112条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第87条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第112条第1号において同じ。）を，「第44条第2項」の次に「又は第88条第2項の規定に基づく規則」を加え，「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第88条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅

介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第44条第1項」の次に「又は第88条第2項の規定に基づく規則」を加え、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第2項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に改め、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にある場合は、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にある場合は、12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第98条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第45条第1項」の次に「又は第92条第1項」を加え、同条第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「規則」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第88条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則」を加える。

第112条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第44条第2項」の次に「又は第88条第2項の規定に基づく規則」を加え、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「（サテライト型指定小規模多

機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加え、同条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第45条第1項」の次に「又は第92条第1項」を加える。

附則第4項中「引き続き」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）による改正前の」を加える。

附則第15項及び第16項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。